

空き店舗対策新規出店者開業費用支援事業補助金のご案内

*本制度は、空き店舗を利用した出店等を行う新規開業者等に対し当該出店等に要した経費の一部を補助することにより、空き店舗の増加を防止するとともに新規出店を促し商業活動の活性化を応援するものです。

※本制度における空き店舗とは、申請時に3ヶ月以上営業目的に利用されていない店舗及びその他建物をいいます。

◆補助対象事業

- *那須烏山市内で空き店舗を活用して小売業、飲食業、サービス業などを新規出店する場合
- *概ね週4日以上かつ、1日6時間以上営業し、事業を2年以上継続することを目標とするもの
- *直接客が店舗に来るもの

◆補助対象者

- *那須烏山市内の空き店舗を活用し新規出店する個人、法人（風俗営業、フランチャイズ、チェーン店、大型店は除く）
- *市内での店舗の移転でないこと
- *市税及び水道料金等を滞納していないこと
- *暴力団員等でないこと
- *3親等以内の親族が所有する建物（空き店舗）でないこと
- *関係機関等（商工会・産業振興センター等）による支援指導を受講するように努めること



◆対象経費

以下の経費とします。ただし、消費税及び地方消費税並びに他の補助金の交付対象となっている経費は対象外とします。

- *空き店舗の改修（市内で事業を営む事業者が施工するものに限る）
- *付帯設備の設置又は改修

◆補助内容

補助率	対象経費の2分の1以内
補助限度額	50万円

◆申込手続き

*事前申請が必要です。市役所商工観光課へお申し込みください。

※年度内に補助対象事業が完了することが必要です。（3月31日までに支払を完了した経費が補助対象です）

申込・お問い合わせ先

那須烏山市役所 商工観光課 商工振興グループ（那須烏山市役所烏山庁舎内）

TEL：0287-83-1115 Fax：0287-83-1142

e-mail：shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp